

訪問看護ステーション レガート 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社シンフォニアが開設する訪問看護ステーション レガート（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1) 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 訪問看護ステーション レガート
- 2) 所在地 名古屋市緑区定納山一丁目2004番地の5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（常勤、看護職員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2) 従業者
従業者（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書の作成を行う。
 - ア 看護職員
保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上（常勤換算）
看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
 - イ 理学療法士等
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。
- 2) 営業時間 8:30～17:30とする。
- 3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1) 病状・障害の観察
- 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事および排泄等日常生活の世話
- 4) 床ずれの予防・処置
- 5) 身体機能・精神機能・認知機能等のリハビリテーション
- 6) ターミナルケア
- 7) 認知症患者の看護
- 8) 療養生活や介護方法の指導
- 9) カテーテル等の管理
- 10) その他医師の指示による医療処置
- 11) 日常生活用具・福祉用具の選択、使用方法の指導・訓練
- 12) 利用者の能力に合わせた、居住環境及びその周辺環境の整備の提案、指導
- 13) 就労等、社会復帰に向けた自立生活の援助

(利用料その他の費用の額)

第7条

- 1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
- 2) 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり30円を徴収する。
- 3) 死後の処置料は、10,000円とする。
- 4) サービス提供時間が1時間30分を超過した場合には次の延長料金を徴収する。
30分につき 4,000円
- 5) カテーテル、ガーゼ等(医師から提供された量を超えて衛生材料の使用を希望した場合や緊急時等やむを得ない場合のみ)を使用した場合は、その費用を徴収する。
- 6) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、名古屋市緑区及び南区・東海市・大府市・知多市・知多郡東浦町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- 4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

- 1) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後1か月以内
 - ②継続研修 年3回(社内研修を含む)
- 2) 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社シンフォニアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。